

(参考)

道路運送車両法

(改善措置の届出等)

第六十三条の三 自動車製作者等は、その製作し、又は輸入した同一の型式の一定範囲の自動車の構造、装置又は性能が保安基準に適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合において、当該自動車について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくすため又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとするときは、あらかじめ、運輸大臣に次に掲げる事項を届出なければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

道路運送車両法(平成10年5月27日法律第74号による改正前)

第一百二十二条 次の各号の1に該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第六十三条の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 (略)

道路運送車両法抜粋(平成10年5月27日法律第74号による改正)

第一百十一条の二 第六十三条の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の過料に処する。

平成15年1月17日以降は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金(併科可)、法人に対しては2億円以下の罰金に強化されている。